



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F  
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階  
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

2024 年 4 月 23 日(火)

## 中間申告の義務規定と 中間申告無申告容認規定

### 中間申告書の制度が設計

法人税の中間申告について

- ① 6 か月経過後 2 か月以内に申告書提出
- ② 中間納付法人税 10 万円以下は提出不要
- ③ 中間申告税額は前期法人税の 12 分の 6 との規定が置かれています。

但し、法人税法の別な条文には、「……中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、……中間申告書の提出があつたものとみなして、この法律の規定を適用する」と書かれています。中間申告書というのは、提出されないことを前提に制度が設計されています。

### 地方税法の中間申告書に係る規定

地方税法に於ける法人事業税・法人都道府県民税・法人市町村民税の夫々の規定の章節においては、法人税法の上記①と同旨の規定を置き、上記②の部分は、中間納付法人税額 10 万円以下の基準で夫々の税の中間申告書の提出も不要とし、上記③の中間申告税額については、前期の法人事業税の年額・法人都道府県民税の年額・法人市町村民税の年額の 12 分の 6 とする旨の規定を置いています。

中間申告無申告に対するみなし申告の扱いについては、上記②に該当しない法人が、夫々の税の中間申告書をその提出期限まで

に提出しなかったときは、その提出期限に提出されたものとみなす、との規定が置かれています。

### 消費税法の中間申告書に係る規定

消費税の中間申告については、年 1 回、3 回、11 回と制度が分かれています。消費税法にも、中間申告書の提出がない場合のみなし提出の規定があり、独立の条文になっています。

### 地方法人税と特別法人事業税

地方法人税は、地方交付税の財源を確保するための税制ですが、法人税額の 10.3% を税額としており、申告書も法人税申告書の一部を使用しています。上記①②③と同旨の規定が置かれており、中間申告書の提出がない場合のみなし提出の規定は、独立の条文になっています。

特別法人事業税は、国税ですが、法人事業税と併せて申告納付することになっています。上記の①②③に対応する条文は置かれていませんが、法人事業税の申告に係る各規定で規定されている制度をそのまま取り込む条規があり、中間申告の義務、申告不要、みなし申告の規定をそのまま受け入れています。

建前としての申告義務と  
本音としての賦課課税は  
広く受容されている

